指定自動車教習所における新型コロナウイルス感染症の 基本的な感染対策の手引き

令和5年5月8日 一般社団法人全日本指定 自動車教習所協会連合会

1 手引きの趣旨

この手引きは、令和5年5月8日、「指定自動車教習所における新型コロナウイルス感染症の感染防止のためのガイドライン」を廃止したことを踏まえ、指定自動車教習所業界において、同日以降に新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策の取組を自主的に進めるために独自に作成したものです。

2 基本的な感染対策

(1) マスクの着用

マスクの着用は、個人の判断に委ねることを基本とします。マスクの着脱の判断においては、地域の感染症の流行状況、周囲の混雑や密集の状況、空間の広狭、その場にいる時間の長さなど感染のリスク、目の前にいる者の重症化リスクの程度、不特定集団の中かどうかなどを考慮します。

高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、高齢者等の実車指導時におけるマスクの着用を推奨します。着用させるマスクは、可能な限り不織布としてください。

(2) 手洗い等の手指衛生及び換気

手洗い等の手指衛生及び換気は、新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた基本的な感染対策として、引き続き有効です。

手洗いは、日常の生活習慣とさせてください。適切な手指消毒液の使用も可です。

換気は、教習所及び宿泊施設内は機械換気による常時換気や窓開け換気、車両内はエアコンによる外気導入や窓開け換気など、効果的に行ってください。

(3) 「三つの密」の回避、及び人と人との距離の確保

「三つの密」(①換気の悪い密閉空間、②多くの人の密集する場所、③近距離での会話や発声が行われる密接場面)の回避、及び人と人とが触れ合わない距離の確保は、引き続き有効です。

「三つの密」が避けられない場合は、マスクの着用が有効です。

3 基本的な感染対策の実施に当たっての留意事項

(1) 実施の要否の判断

(2) に掲げる感染対策については、対策の効果に加え、経済的・社会的合理性や持続可能性の観点等も考慮して、実施の要否を判断してください。

(2) 対策(例)と考え方等

対策 (例)	対策の効果など	考え方
入所時等の検温	発熱者の把握や健康管理意識	対策の効果 (左欄参照。)、
	の向上に資する可能性	機器設置や維持経費など
入口等での消毒液の	手指の消毒・除菌に効果	実施の手間・コスト等を踏
設置	希望する者に対し手指消毒の	まえた費用対効果、換気な
	機会の提供	ど他の感染対策との重複・
アクリル板、ビニー	飛沫を物理的に遮断するもの	代替可能性などを勘案し、
ルシートなどパーテ	として有効	実施の要否を判断
イション(仕切り)の	エアロゾルについては、パーテ	
設置	ィションでは十分な遮断はで	
	きず、まずは換気の徹底が重要	

4 症状がある場合の対応及び療養期間

(1) 症状がある場合の対応

発熱、下痢、嘔吐、発疹などの症状がある職員は、無理せず自宅で療養させ、 加えて体調がよくないときは医療機関を受診させてください。

そのために、お互いに体調を気遣い、体調の悪いときには我慢することなく 申告できるような雰囲気を醸成してください。

(2) 療養期間

新型コロナウイルス感染症では、発症2日前から発症後7~10日間は感染性のウイルスを排出しているといわれています。発症後3日間は感染性のウイルス排出量が非常に多く、5日間経過後は大きく減少します。

これらのことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症を発症した職員は、発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は、外出を控えさせること、その後も10日間が経過するまでは、マスクを着用させ、重症化リスクの高い者との接触は控えさせることを推奨します。